

# 統計改革に関する経団連の 考え方について

1. 統計改革に関する基本的考え方
2. 利用者の利便性向上
3. 報告者の負担軽減
4. まとめ

2017年3月7日

一般社団法人 日本経済団体連合会

経済財政委員会統計部会長 野呂 順一

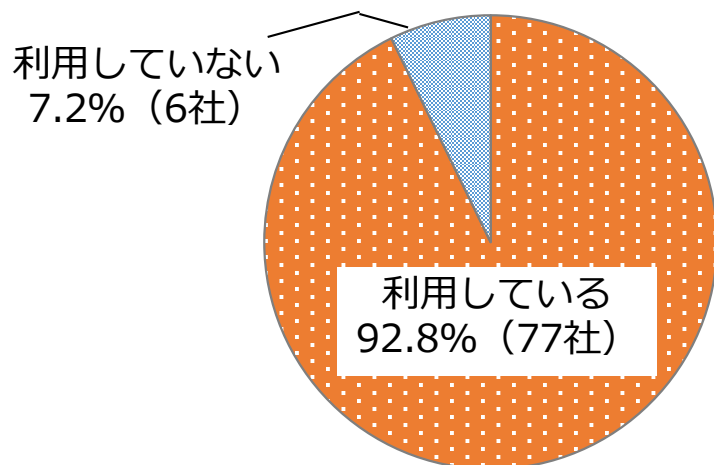
# **1. 統計改革に関する基本的考え方**

# 統計改革に関する基本的考え方

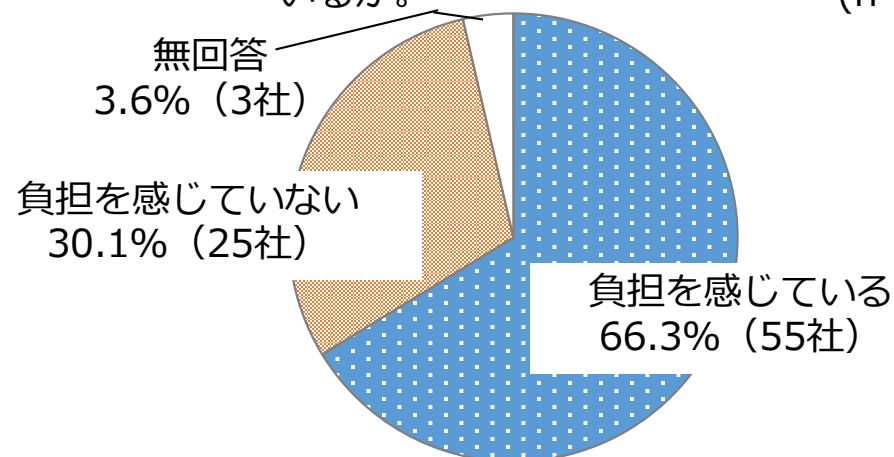
- 公的統計は、多くの企業が景気動向の把握等に活用しており、**企業経営にとっても重要な判断材料**。
- 生産面を中心に見直したGDP統計への整備、GDP統計をはじめとする経済統計の改善についても、**経済界として、報告者、利用者、両方の立場から協力**したい。
- 他方で、**統計調査への報告の負担感が依然として大きい**（むしろ負担が増加しているとの声も多い）のも事実であり、企業の現場が実務的に対応できなければ、改革は進まない。
- 改革を円滑に進めていく観点からも、**実務上のフィージビリティを考慮した現実的な検討を期待**する。

## 【経団連アンケート（2016年2～3月実施）の結果】

<グラフ1> Q. 公的統計を利用しているか。  
(n=83)



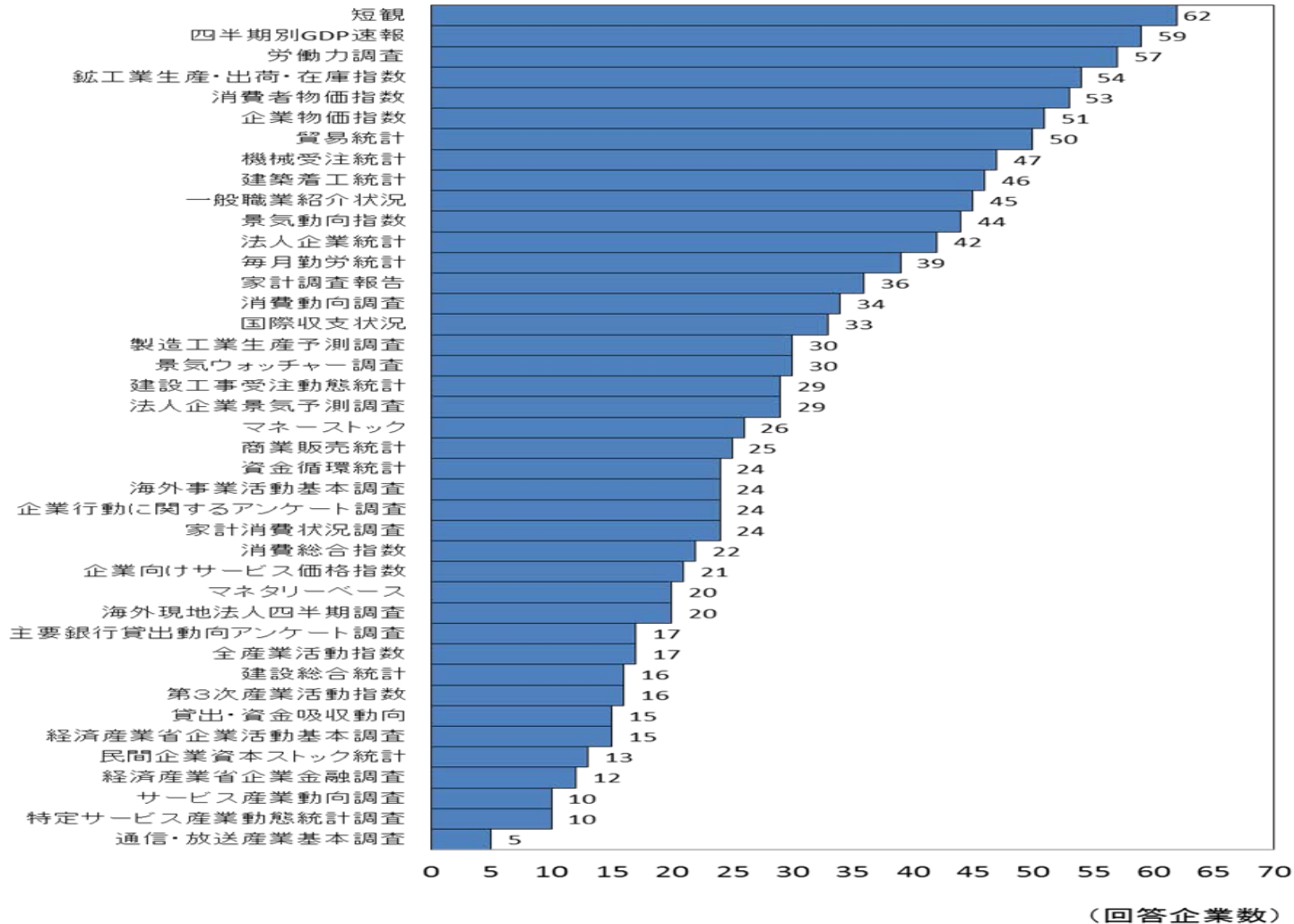
<グラフ2> Q. 統計調査等への回答に対し、負担を感じているか。  
(n=83)



# (参考) 企業における利用度、重要度

【2011年実施の経団連アンケートより】

〈グラフ3〉 重視している公的統計 (n=78)



(注) 選択肢は、「重視している」「重視していない」「どちらでもない」の3つである。

## **2. 利用者の利便性向上**

# 公的統計の利用者利便性向上に向けた提言

※経団連統計部会（2017年1月20日）において、会員企業から出された意見

## ①利便性(使いやすさ)の向上

- **時系列データ**の整備。  
(例) 日本のGDPについては、1994年以降の時系列データしか存在しない。(約20年分)  
ちなみに米国のGDPは、1929年のデータまで遡ることができる。(約85年分)
- e-Stat（政府統計の総合窓口）におけるデータの**検索方法や表示方法**の統一
- 公表予定日の早期アナウンス 等

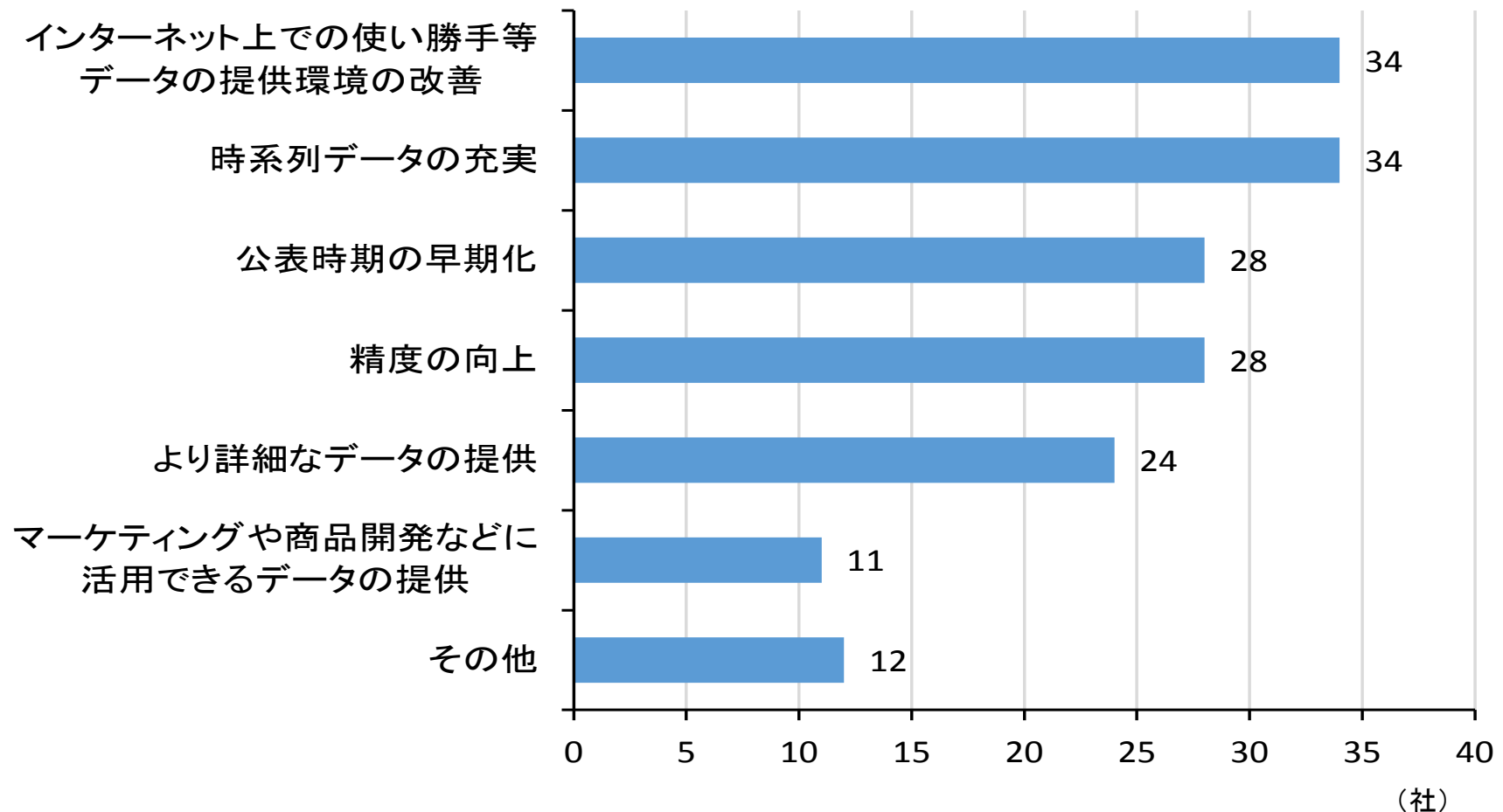
## ②調査票情報等の二次利用の推進

- オーダーメイド集計の利用条件のさらなる緩和、手続きの明確化等

# (参考) 公的統計について改善してほしい点

【経団連アンケート（2016年2～3月実施）の結果】

<グラフ4> Q. 公的統計について改善してほしい点は何か。（複数回答可：n=83）



## **3. 報告者の負担軽減**



# 報告者負担のあり方に関する基本的考え方

## 【報告者負担に関する企業の意見】

- データ取得が不可能な調査項目がある。
- 回答に際し、他の部署、事業所、子会社への問い合わせが必要であり、負担に感じる。
- 調査項目の定義にあわせるため、原データを再計算する必要がある。
- 統計調査の結果が国や地方自治体の政策運営にどう活用されているのか分からない。
- 複数の統計調査で、調査項目が重複している。
- 会社基本情報（従業員数、資本金等）を複数の調査で何度も記入している。
- 決算で公表済の情報、業務報告で報告済の情報を調査される。
- 企業には、国の統計調査だけでなく、国への各種報告、自治体の調査、各種アンケートなど様々な調査が来ており、それらが相まって、負担を一層高めている。

## 【これらをまとめると】

- ① 報告者にとってフィージブルであること
- ② 負担と効果の関係が明確であること  
（報告者負担が大きい統計精度への効果は大きくない調査項目はカットし、何かの方法で推計する等、割り切るべき）
- ③ 統計改革推進と並行して報告者負担の抑制と調査方法の効率化が必要であること

- 公的統計は国全体の財産であり、その作成にあたり、企業も統計調査等に協力していくことが必要と考えている。
- 一方で、企業の協力を円滑に引き出し、正確なデータを得ていくには、報告者負担のあり方について、上記①②③の3点が重要である。

# ① 報告者にとってのフィージビリティ

- 報告者負担には、大別して以下の2種類がある。

(1) 企業にとって、数値そのものが**把握困難**であるもの

(2) 数値が**企業秘密**であり、容易に社外に出せない性格であるもの

# ① 報告者にとってのフィージビリティ

(1) 企業にとって、数値そのものが**把握困難**であるもの

例：SUT整備に向けて、企業の「事業区分別の費用構造」を調査する場合

- **事業区分は企業によって区々である。**

※例えば、製品ライン別事業区分、チャンネル別事業区分、地域別事業区分、等

**この事業区分に従って、企業の組織、業績管理、人事管理などが行われていることも多く、これを変更することは容易ではない。**

- SUTの整備に向けては、アクティビティ（経済活動、製品）ベースの費用構造について、精緻な報告が必要となる可能性も考えられるが、**例えば、地域別事業区分の企業に、製品ライン別の費用構造の精緻な報告を求めると、期限までに回答できなかつたり、不正確な回答になる懸念も大きい。**

※また、製品ラインについても、企業ごとに製品の定義が異なっているのが一般的であり、SUTの「製品区分」の定義通りの数値を把握することは、システム対応をはじめ、大きな負荷となる。

- **このような場合、企業に報告を求めるのは企業全体の費用構造にとどめ、製品別の費用構造は売上高等で按分して推計する等の方が現実的**と考える。  
さらに、推計作業は、産業別の特殊性、費用項目に応じた按分の仕方等を勘案したうえで、統計作成部局側で行う方がより正確なデータが得られるとも考えられる。

# ① 報告者にとってのフィージビリティ

(2) 数値が**企業秘密**であり、容易に社外に出せない性格であるもの

例：SUTの整備に向けて、企業の「原価計算に関わる事項」を調査する場合

- 原価計算の中に、その企業独特の工夫や技術が隠されている場合がある。

※原価計算を見れば、市場戦略や価格戦略等の企業秘密がわかるケースもある。

- そうした場合は、公的統計とは言え、回答担当者は容易に企業秘密を外部に出せないことから、回答精度が著しく悪くなる懸念もある（特に、製品区分や費用区分を細分化した場合）。
- 従って、**企業秘密に属するような項目については、できる限り質問事項から減らすとともに、他の代替的な項目で回答できるように調査票を工夫することが、回答精度や回答率の向上に繋がるものと考えられる。**

SUTの整備に向けて、企業の費用構造や原価計算に関わる事項を効率的に調査するためには、

- ・ 統計作成部局側の統計人材の**専門性を高める**と共に、
- ・ 統計作成部局側の担当者が、各業態の商品生産技術や業界動向についての知識を持ち、それぞれの**業界の実務実態に即した統計設計のできる体制を備えること**

が必要と考えられる。

## ②負担と効果の関係の明確化

例：法人企業統計（四半期別調査）の回収早期化

- 「統計改革の基本方針」で示された法人企業統計の四半期別調査の回収早期化については、1次Q E推計に間に合うように早期化を図るとのことである。そうなると、**企業は、きわめて限られた時間の中で回答することになることから、**  
（1）のように、統計精度向上に効果の大きい項目に絞ったうえで、  
（2）～（4）により、報告者負担に配慮すべきと考える。

**(1) 統計精度向上に著しく効果のある調査項目（例えば、1次Q Eの推計に必要な設備投資、在庫）に絞る。**

**(2) 何日間早めるかも、必要最低限に止める。**

**(3) 数値の精度（例えば、回答数値の有効桁数等）も、必要最小限しか求めない。**

**(4) 万一、回答数値に誤りがあった場合には訂正できる方途を設ける。**

### ③ 報告者負担の抑制と調査方法の効率化

- 今後も、時代の変化に対応して、統計を改革していくには並行して、**あらたな統計調査の整備にあたっては、報告者負担等の観点から他の情報源や作成手法の選択ができないかを徹底的に検討した上で、真に必要なものに限る等、報告者負担の抑制を図るべきである。**
- また、現在の統計調査についても、以下の点を徹底することで、調査項目の思い切ったスクラップと調査方法の効率化が必要と考えている。
  - (1) **すべての公的統計を棚卸し、重複や無駄を洗い出す（14ページ参照）。**
  - (2) **行政記録情報や公開情報等で代替**できるものは調査項目から外す（15ページ参照）。
  - (3) **事業所母集団データベースを整備し、統計調査の縮小や調査項目の削減を推進する。**
  - (4) **報告済のデータを他省の統計作成にも活用できる仕組み（報告者の承諾が必要）の導入。**

さらに、府省を越えて、統計そのものの統廃合が検討されることを期待したい。

# ③ 報告者負担の抑制と調査方法の効率化

【提案】総務省は、統計法上、基幹統計、一般統計、地方公共団体統計、独立行政法人統計の調査内容をすべて把握していると思われるので、まずそれを一覧表にし、**公的統計の重複や無駄、企業における報告負担の全体像**を明らかにできないか。

基幹統計調査	<p>統計法第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 調査の名称及び目的</li><li>二 調査対象の範囲</li><li>三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</li><li>四 報告を求める者</li><li>五 報告を求めるために用いる方法</li><li>六 報告を求める期間</li><li>七 集計事項</li><li>八 調査結果の公表の方法及び期日</li><li>九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項</li></ul> <p>3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。</p>
一般統計調査	<p>統計法第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。</p>
地方公共団体等が行う統計調査	<p>統計法第二十四条 地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。)の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 調査の名称及び目的</li><li>二 調査対象の範囲</li><li>三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</li><li>四 報告を求める者</li><li>五 報告を求めるために用いる方法</li><li>六 報告を求める期間</li></ul> <p>2 総務大臣は、前項の規定による届出のあった統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあった統計調査の変更又は中止を求めることができる。</p>
独立行政法人等が行う統計調査	<p>統計法第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。)は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

# ③ 報告者負担の抑制と調査方法の効率化

## 行政記録情報の活用に関する海外事例

- 統計作成における行政記録情報の活用度は以下のとおり。

日本 < 米国 < 欧州  
(慎重) ←—————→ (積極的)

- 比較的慎重な米国においても、税務情報を含む行政記録情報を用いて、母集団名簿を整備するとともに、統計調査の相当部分を代替。

※経済センサスでは、調査対象を大企業中心に絞り込み、行政記録情報では得られない詳細な品目別産出額や投入の調査に重点化している。大部分の小規模事業所については、行政記録情報で調査を代替している。

## わが国における行政記録情報の活用に向けて

- わが国でも、海外事例を参考に、**税務情報を含む行政記録情報の活用を検討すべき**時期に至っている。
- 米国の経済センサスの事例を参考に、**行政記録情報の活用を通じ効率化を推進し、より統計の影響度の高い大企業への調査に行政側のリソースを重点化すべき。**尚、行政側のリソースの重点化にあたっては、業種の特性に応じてカスタマイズされた調査票の設計、回答に関するきめ細かなサポート等を実現することで、統計精度向上と報告者負担軽減に繋がると考えられる。
- ただし、これを進めるに際しては**個別情報の秘匿・匿名化、各府省における情報管理体制の一層の厳格化が大前提。**



## 4. まとめ

# まとめ

- **報告者負担を軽減することは、必ずしも統計精度を犠牲にすることではない、**すなわち、無駄な調査や必要性の低い調査を廃止したり、企業の実務実態にフィットした調査を行うことで、回答率を高めたり、より正確なデータを引き出すことに繋がると考えられる。
- 企業経営では、「費用対効果」が経営判断の基本であるが、統計調査においても**「費用対効果」の視点**で、報告者負担を軽減し、効率化を推進すれば、むしろ統計精度が向上することも期待できる。
- 経団連も統計改革に協力したいと考えている。  
そのためにも、政府に以下の対応をお願いしたい。
  - (1)まずは、今回の総務省・内閣官房「統計調査の負担感・重複感の実態に関する調査」において特に負担が大きいと判明した企業に対し、追加的なヒアリングを行い、**報告者負担の実態について詳細に把握**していただきたい。
  - (2)**前広な情報提供とディスカッション**の場を密に設定していただきたい。  
例えば、SUT導入に際しても、企業が、SUTの意義やメリットを十分に理解することで、積極的な協力が得られるものと考えている。

また、経団連としても、必要に応じて**統計改革に向けた提言**をしていく。